

第9章 韓国社会科教育における竹島問題と「太政官指令」

藤井 賢二

はじめに

1. 小学校教科書における竹島問題の扱い
2. 中学校「社会」における竹島問題の扱い
3. 韓国の中学生からの手紙
4. 中学校「歴史」と高等学校「韓国史」における竹島問題の扱い
5. 高等学校「韓国史」教科書の記述の検討
6. 「太政官指令」の説明と問題点
7. 韓国の「独島」教育の矛盾

おわりに

はじめに

韓国の社会科教育では、小学校（韓国では「初等学校」）3～6学年の「社会」、中学校の「社会」と「歴史」、そして高等学校の「韓国史」で共通の内容を学習する。そして、これらはすべて竹島（韓国名「独島」）問題を扱う。

韓国の「独島」教育は2015年告示「社会科教育課程」¹⁾（韓国政府教育部作成の「教育課程」は日本政府文部科学省作成の「指導要領」にあたる）で強化された。それを改訂した2018年告示「社会科教育課程」²⁾では、中学校「歴史」と高等学校「韓国史」が改編された、中学校「歴史」は世界史と韓国史に内容を分け、高等学校「韓国史」は近現代史の割合を増やした。改訂された「社会科教育課程」に準拠した教科書は2020年から導入されている。本稿では、「社会科教育課程」改訂と現行の教科書の記述を整理し、韓国の社会科教育における竹島問題の扱い、そして「太政官指令」の活用のされ方を検討する。

1) 「教育部告示第2015-74号[別冊7] 社会科教育課程」。http://www.edunet.net/nedu/ncicsvc/listSub2015Form.do?menu_id=623（韓国語、最終アクセス2020年12月24日）。「韓国では1954年4月公布の第1次教育課程から1997年2月告示の第7次教育課程（2000年度より学年進行で適用し、2004年度に完全適用）まではおおよそ7～10年サイクルで全面改訂がおこなわれてきた。しかし近年では部分改訂まで含めれば毎年のように何らかの改訂がおこなわれている。第7次教育課程を最後にこれまでのような7～10年ごとに「〇次」を重ねていくという改訂方法は放棄され、教育改革のスピードに教育課程改訂のスピードを合わせるべく、第7次教育課程を基礎としつつこれに適宜補完・修正を加えていくという「随時改訂体制」へと移行した」という（石川裕之「韓国における国家カリキュラムの構成と教育目的－初等教育段階に注目して－」『畿央大学紀要』14巻1号（2017年6月）20頁）。

2) 「教育部告示第2018-162号[別冊7]（教育部告示第2015-74号の一部改訂）社会科教育課程」。改訂は2018年7月27日である。出典は注（1）に同じ。

1. 小学校教科書における竹島問題の扱い

2018年告示「社会科教育課程」では、2015年告示「社会科教育課程」と同じく、竹島問題は小学校5～6学年の「統一韓国の未来と地球共同社会の平和」という分野の前半で扱われる。学習内容は次の通りである（2015年版・2018年版とも56頁）。まず、「独島を守ろうとする我が先人たちの努力を歴史的資料を通じて知り、独島の位置など地理的特性に対する理解を基にして領土主権意識を育む」という概要がある。続いて、学習内容をやや詳しく説明した「達成基準解説」では、「我々の固有領土である独島の歴史的、地理的特性と、独島を守ろうとする我が先人たちの努力などを総合的に把握して領土主権意識を育み、隣国の歴史歪曲に合理的に対処する姿勢を育てるようにする」と書かれている。

小学校社会科教科書である釜山教育大学校国定図書編纂委員会編『初等学校5～6学年群社会(6-2)』（志学社2019年8月15日初版発行）³⁾では、第2部「統一韓国の未来と地球共同社会の平和」の第1章「韓半島の未来と統一」の前半で、教科書全170頁中12頁（90・92-102頁）が竹島問題に割かれている。第1章後半で扱われる南北統一問題の10頁よりも多いのは、韓国にとっての竹島問題の重要性を示す。

次の〔資料1①〕は、取り上げられている竹島問題に関する事項を①～⑤の論点別に示したものである。

〔資料1①〕

| |
|---|
| ①地理的近接性 「独島」と鬱陵島との距離は87kmで隠岐との距離よりも70km短い。 |
| ②前近代の竹島との関係 「世宗実録地理誌」、「八道総図」、安龍福と「独島」も対象とした「鬱陵島渡海禁止令」 |
| ③1905年の竹島の島根県編入と「実効的占有」 「勅令第41号」（「独島」の語源は「トルソム」（方言で「トクソム」））、日本のアシカ猟を契機とした「不法的編入」、その後のアシカ濫獲 |
| ④戦後の領土処理 SCAPIN-677（サンフランシスコ平和条約の記述なし） |
| ⑤竹島の現状 「独島」の自然、独島の住民、独島警備隊員、領土表示、サイバー集団 VANK |

また、第2部「統一韓国の未来と地球共同社会の平和」のまとめでは、「独島は我が国の東端にあり、東島と西島そして岩礁89個で成り立っている。」「古い地図と記録には、独島

³⁾ 現在の小学校社会科教科書は国定教科書であるが、3～4学年用は2022年から、5～6学年用は2023年から検定教科書に移行する予定という <https://blog.naver.com/moeblog/222085761463>（韓国語、最終アクセス2021年8月18日）。

が我が国の領土であるという事実が現れている。」とある（160頁）。韓国では、小学校ですらこれだけの事項が児童に示されている。

しかし、②③④で取り上げられた事項は、朝鮮半島にあった政府が竹島で主権を行使した事例を示すものではなく、竹島の帰属についての国際的な取り決めでもない。よって、領有の根拠にはならない。そして、①の地理的近接性は竹島のような鬱陵島から遠距離の孤島の場合は根拠にならず、⑤のような紛争発生後の領有権を強化するためのことさらの行為も根拠にならない。

注意すべきは、内容ごとに次の〔資料1②〕のような課題を設定し、児童に能動的な学習態度や主体的な活動を求めている点である。

〔資料1②〕

- ・「アシカの話からわかる事実を話してみよう」（92頁）
- ・「独島の位置と姿をながめてみよう」（93頁）
- ・「独島が我が国の領土であることがわかる他の歴史資料をさがしてみよう」（95頁）
- ・「独島の生態系をもっと調査してみよう」（98頁）
- ・「人々が独島を守ろうとどのような努力をしてきたか、話してみよう」（99頁）
- ・「独島を愛しむ心で独島が我が領土であることを知らせる多様な活動してみよう」（101頁）

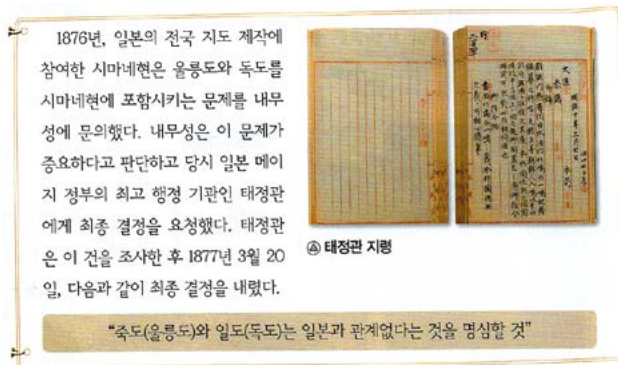
第2部「統一韓国の未来と地球共同社会の平和」のまとめでは、学習内容の理解度に対する自己評価の一覧があるが、そこにも「独島が我が国の領土であることを知り、独島を守る努力をすることができる」という項目がある（162頁）。

「太政官指令」は、竹島問題学習の最後の「探究活動」で1頁(102頁)を使って活用されている。「独島が我が国の領土であることをわからせる書き込み（インターネット掲示板を想定していると思われる - 藤井補注 -）作成」に児童を取り組ませているが、ここに、『公文録』の1877年3月20日付の太政官の決裁書の写真とともに、次の〔資料1③〕に説明がある。

〔資料1③〕

1876年、日本の全国地図製作に参加した島根県は、鬱陵島と独島を島根県に含ませる問題を内務省に質問した。内務省はこの問題が重要だと判断して当時日本の明治政府の最高行政機関である太政官に最終決定を要請した。太政官はこの件を調査した後1877年3月20日、次のように最終決定を下した。

“竹島（鬱陵島）と一島（独島）は日本と関係ないということを心得ること”



そして、「1. 独島と関連して日本明治政府はどのような決定を下したのでしょうか?」、「太政官指令」を基に「2. インターネット掲示板に書かれた質問に適切な答えを書いてみよう。(略) 独島が日本領土という偽りの主張を信じている人たちに事実関係を知らせてあげたいと思います。どのような歴史的事実を紹介すればよいのでしょうか?」という二つの質問が設定されている。

明治政府が現在の竹島を朝鮮領と認識していたとは主張していないものの、日本領ではないと認めたと強調して、「独島が日本領土という偽りの主張を信じている人たち」の動揺を誘うことを促す。このような指導が小学生に対して行われているのである。

上記説明文には問題がある。「太政官はこの件を調査した後(略)最終決定を下した」とあるが、実際に調査を行ったのは内務省であって「太政官指令」に至る経緯で重要なのは内務省の判断である。また、「太政官指令」の実際の文言は「伺之趣竹島外一嶋之義本邦関係無之義ト可相心得事」である。「伺之趣」(問合せがあった)という文言がないことにより、政府内部のやりとりである「太政官指令」が、国民に対して宣言されたものという印象を与えかねない。「3月20日」は「3月29日」であることも指摘しておきたい。

そして、「竹島(鬱陵島)と一島(独島)は日本と関係ないということを経験すること」という訳文は、原文の「外(외)」を「と(와)」に変えている。「太政官指令」は「独島」を「日本と関係ない」としたものと強調したい意図を感じるが、資料を改変することは許されない。そもそも、「太政官指令」で現在の竹島を「本邦関係無之」としたとすることは無理がある。

2. 中学校「社会」における竹島問題の扱い

中学校の社会科は「社会(〈地理領域〉と〈一般社会領域〉からなる)」と「歴史」で構成される。

2018年告示「社会科教育課程」では、2015年告示「社会科教育課程」と同じく、〈地理領域〉の11番目の分野「世界の中の我が国」で「我が国の領域を地図で把握し、領域としての独島が持つ価値と重要性を把握する」として竹島問題が取り上げられている(2015年版・2018年版とも74頁)。その「達成基準解説」には、「国家の領域が持つ重要性を認識し、我が国の領土、領海、領空、などの領域を確認し、領域として独島が持つ価値と重要性を把握し、独島を守る努力を調査することで我が国の領土を尊重する態度を育む」とある(2015年版・

2018年版とも75頁)。

「達成基準解説」に続く「教授・学習方法および留意事項」には、「我が国の領域を地図で確認したり描いてみて、古地図と文献などを分析して独島が我が国の領土であることを確認する。独島を含む我が国の領域に関連した重要な場所または機関を現場見学したり体験プログラムに参加することができる」とあり、学習の具体的方法がわかる。能動的な学習態度や主体的な活動を生徒に求める方針は、小学校「社会」よりも具体的になっている。

〈一般社会領域〉の11番目の分野である「国際社会と国際政治」でも、この方針は同様である。「独島」への言及はないものの、「達成基準解説」には、「韓国と周辺国間の葛藤問題の原因と実態を把握し、合理的な解決策を模索して、これらの問題の解決に積極的に参加する態度を持つ」とある(2015年版・2018年版とも90頁)。また、「評価方法および留意事項」には、「国際社会の競争と葛藤、協力、我が国の国家間葛藤問題に対する調査内容を整理した報告書を通じて資料の充実度、内容構成の体系性などを基準として情報活用能力、問題解決力を評価することができる」とある(2015年版・2018年版とも91頁)。

現行の教科書の一つである『中学校社会②』(金星出版社 2017年9月8日教育部検定 2020年3月1日3版発行)では、第6章と第11章で「独島」が取り上げられている。次に紹介するその記述は、「独島」に関する活動への参加を高く評価している。

第6章「国際社会と国際政治」では、「2. 我が国の国際関係と外交活動」で韓国の置かれた国際環境を説明し、「日本は独島領有権を主張して自国の教科書に歪曲された内容載せて」とある。下段のコラムでは「我が国は日本と中国の歴史歪曲にどのように対応するのか?」という設問に対して、「日本島根県は我が地独島を対象として毎年“竹島の日”を開催している。これに(対して-藤井補注-)我が国の様々な市民団体が独島が我が領土だと知らせている」として、竹島で氣勢を上げる若者の写真を掲載している(113頁)。

第11章「世界の中のわが国」では、「1. 我が国の領域と独島」でまず領域の概念を解説し、続けて、竹島の「領域的価値」(領海と排他的経済水域を設定する時の重要な基点であると説明されている)や「経済的価値」(メタンハイドレートが埋蔵されていると特記されている)、「自然保護区域」への指定が強調されている。そして、「独島は我が地」と宣伝するいくつかの民間の集会を紹介し、「我が政府では以前から我が領土であった独島に対して領土主権を確固として行使し、これを知らせようと多くの努力を傾けている。このような動きは政府だけでなく個人や民間団体の活動を通して活発に現れている」と述べている(198-199頁)。

3. 韓国の中学生からの手紙

2017、2018、2020年と3回にわたって、韓国の中学生が島根県の中学校宛に日本の竹島教育を非難する郵便物を送り付けてきた。韓国の中学生の直接行動と、韓国の社会科教育での「独島」学習における、能動的な学習態度や主体的な活動を生徒に求める方針とは無関係ではないであろう。

2017年の全羅南道咸平^{ハムピョン}中学校の場合は、「歴史探求」クラブの活動をしていた3年生3

名が社会科教師の指導で送付したという⁴⁾。2018年の世宗特別自治市の鳥致院女子中学校の場合は、2年生が道徳の時間に愛国心について学び、「独島領有権主張の不当を知らせることを決心し」、243名の生徒の書いた葉書から41通を選んで「独島の日」（10月25日）に合わせて送付したという⁵⁾。2020年の京畿道広州市の城門外学校ソンムンバクの中学生の場合は、前年5月に「独島平和紀行」という行事を行ったと同校のウェブページにある⁶⁾。

2018年に島根県の中学校に葉書を送りつけてきた鳥致院女子中学校の生徒は、葉書の内容についての次のように語った⁷⁾。「(日本人の-藤井補注-) 皆様のご先祖たちも独島が韓国の地だと認めたことが大多数」で、「私たちはそれに対する歴史的な証拠も持っている」と書いた。「三国史記などの古文獻だけでなく、朝鮮時代の‘世宗実録地理志(1454)’などの文献、1877年に日本政府が鬱陵島と独島は日本の領土ではないという事実を明らかにした太政官指令、第2次世界大戦後、連合軍総司令部がとった日本の独島の行政範囲除外などを根拠として提示し、日本の領有権主張に条目ごとに反論した」。

このように、日本人が過去に「独島が韓国の地だと認めた」資料があると突きつけられた時、日本の中学生が反論するのは容易ではなかったことが、次の例でわかる。

島根県などが開催した、2017年度の第8回「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールの入選作の一つに、次の一節がある⁸⁾。「(交流事業で韓国に行き、-藤井補注-) 親しくなった韓国の中学生に帰国後、メールで領土問題について聞いてみました。すると、「日本の昔の本にも竹島は韓国の領土と書いてあるから、韓国の領土だと思う。」と返ってきました。私はその言葉に対し、何も言い返すことができませんでした。今までの自分が知っていたことに自信がなく、その友達の言葉をうのみにしてしまい、何が本当かわからなくなったのです。」日本人が「独島が韓国の地だと認めた」という資料は日本人の動揺を誘い、このように効果的である。

そして、次に紹介する教科書の内容は、韓国の中学生のそのような行動の際に利用しやすいようになっている。

『中学校社会②』(金星出版社)第11章の「1. 我が国の領域と独島」の「独島はなぜ重要なのか」にある付図「記録で見る鬱陵島と独島」の説明には、「我が国の文献と記録では512年から独島を我が地だと認めているが、日本は当時の最高行政機関である太政官のような行政機関公式機関でさえ、独島が日本領土ではないとし、その立場を変化させる姿を見せている」と

4) 『中央日報』(電子版) 2017年6月11日配信。 <https://news.join.com/article/21654170>。(韓国語、最終アクセス2021年9月26日)。

5) 「世宗の声」2018年12月19日配信。 <http://www.sjsori.com/news/articleView.html?idxno=35533>。(韓国語、最終アクセス2021年9月26日)。

6) http://smb.school.kr/?page_id=73。(韓国語、最終アクセス2021年1月17日)。

7) 「世宗の声」2018年12月17日配信。 <http://www.sjsori.com/news/articleView.html?idxno=35488>。(韓国語、最終アクセス2021年9月26日)。

8) 竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議、島根県竹島・北方領土問題教育者会議編『竹島・北方領土問題を考える』作文コンクール入賞作文集』8号(2018年2月)。

日本の主張を批判している（198-199頁）。

竹島の古称と主張する「于山島」が「石島」や「独島」に変化した理由すら説明できない韓国が、古来「独島を我が地だと認めている」といえるはずがない。しかし、「記録で見る鬱陵島と独島」で「日本側および世界の記録」として列挙されている次の〔資料2〕の資料群は、竹島を日本領と考える人たちを動揺させる可能性がある。とりわけ、「太政官指令」は、日本が「立場を変化させ」た＝竹島が日本領ではないと述べたと韓国が主張する上で不可欠な資料になっている。

〔資料2〕

①「1696年、日本江戸幕府、竹島（鬱陵島）渡海禁止令を対馬藩に伝達」②「1877年、太政官指令、“鬱陵島外一島（独島）本国と関係ないこと”が明らかに」③「1905年、日本島根県告示第40号、独島を島根県所管として領土編入→官報や新聞などどこにも載っておらず秘密裏に進行したことが知られる」④「1943年、カイロ宣言、日本が他国から略奪した領土を返還することを明示」⑤「1946年、連合国最高司令官覚書第677号、独島を日本から行政上分離」

現行の教科書の一つである『中学校歴史②』（金星出版社 2019年11月27日教育部検定 2020年3月1日初版発行）に掲載されている、「1697年「隠州視聴合記」（「日本が鬱陵島と独島を自国領土から除外したことがわかる」という説明がある）、「1795年「三国接譲地図」（「鬱陵島と独島を朝鮮の領土の色で塗っているだけでなく、「朝鮮之持也」という文字も書かれている」という説明がある）も、竹島を日本領と考える人たちを動揺させる可能性がある資料に加わる（160-161頁）。

竹島が日本領土から外された、さらには、日本が竹島を朝鮮領と認めたとする日本の資料があるという、このような韓国の主張に反論するためには、次のような基本的な事項の理解が必要である。

ある主張が証拠不十分で退けられても、反対の主張が当然に認められるわけではない。仮に、「太政官指令」や古地図などの史料で、日本が当時の竹島を自国領とみなしていなかったと判断されたとしてもそれだけで朝鮮領と認められるわけではない。朝鮮や他の国に竹島領有の証拠がなければ、無主地とみなされるだけである。そして、韓国にそのような証拠はない。

4. 中学校「歴史」と高等学校「韓国史」における竹島問題の扱い

2015年告示「社会科教育課程」の中学校「歴史」では、次の〔表1①〕のように、上段の近代史分野と下段の現代史分野の両方で「独島」（太字は藤井による。この節の他の表でも同じ）に言及していた（99・109・113頁）。

【表1①】

| 大主題 | 小主題 | 学習要素 |
|--------------------|------------------------------|---|
| (7) 帝国主義の侵略と近代改革運動 | 日本帝国主義の侵略と国権守護運動（他に4つの小主題あり） | 義兵運動・愛国啓蒙運動・乙巳勒約（第二次日韓協定 - 藤井補注 -）・ハーグ特使・ 独島 |
| (9) 現代世界の展開 | 共存のための努力（他に4つの小主題あり） | 独島 ・日本の歴史教科書歪曲戦後補償問題・東北工程 |

大主題「帝国主義の侵略と近代改革運動」の「達成基準解説」には、「この時期に独島を強制的に占有した課程と関連した資料を提示して不法性を判断し、これを批判できるようにする」とあった（110頁）。大主題「現代世界の展開」では、冒頭の説明に「独島が我が領土である根拠を正確に理解し、周辺国家との歴史葛藤を把握してこれを解決できる実践方法を模索する」（112頁）とあった。

2018年告示「社会科教育課程」の中学校「歴史」は、2015年告示「社会科教育課程」では13あった大主題を、前半の世界史（6項目）と後半の韓国史（6項目）に分割した点が特色である。次の【表1②】でわかるように、後半の韓国史の最後の「大主題」である「12. 近現代社会の展開」で「独島」に言及しているは近代史分野のみであり、現代史分野から「独島」は消えた（116頁）。「12. 近現代社会の展開」の「達成基準解説」でも「独島」への言及はない（116頁）。

【表1②】

| 小主題 | 学習要素 |
|------------|--|
| 国民国家の樹立 | 国民国家樹立運動・ 独島 ・三一運動・大韓民国臨時政府・民族運動・大韓民国政府樹立 |
| 資本主義と社会の変化 | 開港・植民地経済・国家主導の経済成長・新自由主義の世界化・労働運動・大衆文化 |
| 民主主義の発展 | 大韓民国臨時政府憲法・制憲憲法・4.19革命・5.18民主化運動・6月民主抗争 |
| 平和統一のための努力 | 分断・6.25戦争・7.4共同声明・6.15南北共同宣言 |

次に、高等学校の必修科目である「韓国史」について述べたい。2018年告示「社会科教育課程」の「韓国史」では、2015年告示「社会科教育課程」の「韓国史」の「大主題」を7から4に減らし、うち前近代史の「大主題」を4から1に減らすという改変が行われた。近現代史部分を半分から4分の3に増やしたのである。そして、竹島問題に関しては、次の【表2】ような変化があった。

【表 2】

〈近代史分野〉

| | 大主題 | 小主題 | 学習要素 |
|--------------------------|----------------------|----------------------------|---|
| 2015 年告示「社会科教育課程」(149 頁) | (5) 国際秩序の変動と近代国家樹立運動 | 独島 と間島（他に3つの小主題あり） | 大韓帝国勅令第 41 号・日帝の 独島 不法編入・間島協約 |
| 2018 年告示「社会科教育課程」(147 頁) | (2) 近代国民国家樹立運動 | 日本の侵略拡大と国権樹立運動（他に5つの小主題あり） | 露日戦争・乙巳勅約・国権喪失・抗日義兵・愛国啓蒙運動・ 独島 と間島 |

〈現代史分野〉

| | 大主題 | 小主題 | 学習要素 |
|--------------------------|---------------------|--------------------------------|--|
| 2015 年告示「社会科教育課程」(151 頁) | (7) 大韓民国の発展と現代世界の変化 | 現代世界の変化（他に4つの小主題あり） | サンフランシスコ講和・戦後補償問題・日本軍‘慰安婦’・ 独島 守護 |
| 2018 年告示「社会科教育課程」(152 頁) | (4) 大韓民国の発展 | 南北和解と東アジアの平和のための努力（他に7つの小主題あり） | 北韓社会の変化・平和統一の努力・南北頂上会談・東アジアの葛藤解決のための努力 |

竹島問題は、近代史分野では「小主題」の題目からは消えた。そして、現代史分野では「独島」への言及はなくなっており、これは中学校「歴史」と同様である。

近代史分野について、2015 年告示「社会科教育課程」の「評価方法および留意事項」は、「独島に対する学習内容だけでなく、効率的な広報方法、日本の歴史歪曲に対する我々の対応方法を評価項目に活用できる」とあった（149 頁）。それが、2018 年告示「社会科教育課程」の「評価方法および留意事項」は、「独島が我が領土だと提示される根拠の妥当性を評価できる」（148 頁）と簡略化された。

現代史分野について、2015 年告示「社会科教育課程」の「達成基準解説」は、「独島は歴史的に明白な我が固有領土であり、現在我々が実質的に支配している。よって独島に対しては領有権問題ではなく歴史問題として接近しなければならず、日本の独島領有権主張を論理的に反駁できる正しい歴史観と主権意識を確立できるようにする」とあった（152 頁）。2018 年告示「社会科教育課程」に同様の記述はない。

このように、中学校「歴史」と高等学校「韓国史」における竹島問題の内容は削減された。しかし、1905 年の竹島編入を「日本の侵略拡大」の一面として生徒に教える近代史分野のみに「独島」の記載が残ったことは、竹島問題を領土問題ではなく歴史問題として生徒を指導するという方針が継続していることを示す。

今後、資料調査の進展によって現代史分野における日本の主張（とりわけサンフランシスコ

平和条約において竹島が日本領に残されたこと)のさらなる強化が予想される。それに対応して韓国が近代史分野における主張(1905年の竹島編入を侵略として日本を非難すること)に今以上に重点を置くことが考えられる。「太政官指令」はそのために利用されることが想像できる。

5. 高等学校「韓国史」教科書の記述の検討

〔資料3①〕と〔資料3②〕は、筆者(藤井)が閲覧できた現行の「韓国史」教科書の「独島と間島」の部分での竹島問題に関する本文の記述を抜粋したものである(太字は原文通り)。

〔資料3①〕

『高等学校 韓国史』(金星出版社 2019年11月27日検定 2020年3月1日初版発行) 139頁

我が固有の領土、独島

独島は鬱陵島に付属した島で三国時代から我が固有の領土であった。『三国史記』には**異斯夫**が于山国を占領して新羅の領土としたという記録がある。また16世紀の朝鮮の地理誌である『新增東国輿地勝覧』に収録された「八道総図」にも独島が描かれている。

朝鮮の太宗は倭寇の被害を防ぐため鬱陵島據住民を本土に移住させた(刷還政策)。以後日本人漁民たちがしきりに独島に侵入した。肅宗の時に**安龍福**が日本漁民たちから独島を守ったが、日本漁民たちの不法な漁労行為は継続した。

高宗は「鬱陵島開拓令」(1882)によって官吏を派遣して内陸住民を島に移住させた。大韓帝国は「**勅令第41号**」(1900)によって鬱陵島を鬱島郡に昇格させて、独島を鬱島郡の中に入れて独島が大韓帝国の領土であることを明らかにした。

日本の独島強奪

日本は露日戦争勃発直後に締結された**韓日議定書**を口実に1905年に独島を島根県に編入し、竹島とした。日本は独島を‘無主地’と規定して島根県告示第40号によって独島編入を告示したが、これは国際法上明確な不法な領土侵奪だった。

『高等学校 韓国史』(東亜出版 2019年11月27日検定 2020年3月1日初版発行) 120頁

我が地独島を日本が不法に占領する

独島は鬱陵島に付属する島で、智証王の時に新羅に服属して以来の我が固有の領土だ。朝鮮は“**世宗実録地理誌**”と‘**八道総図**’などで独島が朝鮮の領土であることを明確にした。朝鮮後期**安龍福**の活動で日本江戸幕府も鬱陵島と独島が朝鮮領土であることを認めた。また、1877年には日本の最高行政機関である太政官が独島は朝鮮領土であることを明らかにした。

開港以後日本人がひそかに鬱陵島に侵入することが頻繁になると、朝鮮は鬱陵島を本格的に開拓し始めた。1900年10月には**大韓帝国勅令第41号**を発表して鬱陵島を郡に昇格して、鬱陵郡守が鬱陵島と独島を管轄するようになった。しかし日本は露日戦争中の1905年に‘無主地先占’という論理で独島を不法占領した。大韓帝国は翌年にこの事実を知って、独島が我が地であることを明らかにしたが、乙巳勅約(1905年11月の第二次日韓協約 - 藤井補注-)で外交権を制限されて特段の措置をとることはできなかった。

二つの教科書に共通している主要な問題点は、次の三つである。①韓国の古記録にある「于山島」を現在の竹島に当てはめていること。②1900年に大韓帝国が発布した「勅令第41号」を領有根拠としていること。③1905年の竹島編入を日露戦争遂行のための侵略と主張していること。

①について⁹⁾。この言説の発端は1770年に編纂された『東国文献備考』にある「于山則倭所謂松島也（于山は日本のいう松島である）」という記述である。これは17世紀末に渡日した安龍福の供述に由来する記述であって政府の見解ではなく、当時竹島が朝鮮領であった証拠にはならない。ましてや、「于山は日本のいう松島（江戸時代の竹島の呼称）である」を15世紀の「世宗実録地理誌」の記述、16世紀の『新增東国輿地勝覧』の付図「八道総図」、はるか昔の三国時代の新羅の「于山国占領」にまで遡って当てはめることはできない。

②について。韓国は「勅令第41号」第2条「郡庁は台霞洞に置き区域は鬱陵全島と竹島石島を管轄すること」の「石島」が「独島」にあると主張している。しかし、韓国が主張する古名「于山島」ではなくなぜ「石島」なのか、また「独島」ではなくなぜ「石島」なのかを韓国は説明できていない。そもそも、「勅令第41号」だけでは領有権を主張するのに必要な「国家権能の平穏かつ継続的な表示」に欠ける。大韓帝国政府が「勅令第41号」に基づいて竹島で主権を行使した記録は見つかっていない。

③について。この主張に対しては次の反論がある。1904年2月23日に締結された「日韓議定書」では戦略上必要な大韓帝国の領土の使用が認められていた。竹島が大韓帝国領ならば、鬱陵島同様、編入せずに「日韓議定書」により使用することも可能だったのではないか。すなわち、竹島は大韓帝国領とは認識されていなかったのではないか¹⁰⁾。そもそも、竹島の編入を「侵略」と主張するならば、1905年以前に朝鮮半島にあった政府が竹島を領有していたことを韓国は証明せねばならないが、それは行われていない。

『高等学校 韓国史』（志学社）本文の記述は、次の〔資料3②〕ように、他の2社よりも詳細である（下線と符号は藤井による）。

〔資料3②〕

『高等学校 韓国史』（志学社 2019年11月27日教育部検定 2020年3月1日初版発行）135-136頁

独島が韓国固有の領土であることを明らかにする

独島は鬱陵島に付属する島で、三国時代から我が国の領土と考えられてきた。『三国史記』

⁹⁾ この説明は塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について—政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐条的検討—」『東海法学』52号（2016年9月）82-83頁を参考にした。

¹⁰⁾ 第3期竹島問題研究会編『竹島問題100問100答』（ワック株式会社、2014年）87頁。また、杉原隆は「竹島を、戦争を優位にする拠点と考えていたなら、民間人の竹島への出漁を政府が許さなかったはず」とした。杉原隆『山陰地方の歴史が語る「竹島問題」』（2010年）94-95頁。

によれば、新羅は智証王の時に于山国を征服し（512年）、この時于山国は鬱陵島と独島で構成されていた。鬱陵島と独島はともに我が固有の領土として認識されていた事は『朝鮮実録』でも確認される。

一方、高麗の時から倭寇の侵入が頻繁で管理が難しくなると朝鮮前期には鬱陵島などの島の住民を本土に移住させる刷還政策を実施した。しかし、日本の漁夫たちが鬱陵島と独島周辺で不法に漁労活動を行うことがひっきりなしにおこると、③（1）朝鮮後期肅宗の時に安龍福が日本に渡って江戸幕府から鬱陵島と独島が朝鮮の領土であることの確認を受けて帰った。以後、朝鮮政府は鬱陵島開拓を決定して陸地住民を鬱陵島に移住させた。

続いて、①（1）大韓帝国政府は1900年に勅令第41号を公布し、これを政府で発刊する官報に掲載して独島が大韓帝国の領土であることを対内外に明らかにした。

日本が不法に独島を編入する

③（2）明治維新以後当時の日本の最高行政機関である太政官では‘鬱陵島と独島は日本と関係ない’と明らかにした（1877）。しかし、日本は露日戦争中韓日議定書を締結して鬱陵島に望楼を設置して、独島にも望楼を設置しようとした。日本漁業人の領土編入請願書を口実に日本は独島が主人のいない地だと主張して島根県告示を発表して（1905）独島を自国領土に編入した。これは①（2）軍事的占領という目的を隠すための術策であって、対外的に公表しなかったため法的な効力はなかった。

鬱島郡守の報告で日本の独島不法編入の事実を知ることになった大韓帝国政府は事実関係を調査するよう指示した。しかし、②すでに乙巳勅約で外交権を奪われた状態であったため、格別の措置をとることはできなかった。③（3）日本は独島が大韓帝国の領土であることを知っていながら、軍事的な目的で侵奪したのだった。

問題点を指摘したい。下線部①について。(1)「勅令第41号」は「対内外に明らかに」されたものだが、(2)「島根県告示第40号」は「対外的に公表しなかったため法的な効力」はない、このように対比させたいのであろう。しかし、はるか後代の1960年代に韓国人が「発見」し、その後韓国政府が根拠として主張し始めた（それまでは主張していなかった）「勅令第41号」を1900年当時の日本政府が見たとしても、現在の竹島に関係するものと認識できたとは思われない。

また、「島根県告示第40号」による告示については、日本政府は1956年に韓国政府に送付した第3回見解で、「当時日本が領土取得の際に慣行した告示方法であり、竹島編入に際してとくにとられた措置ではない」と述べ、1962年の第4回見解では「領土取得の要件として外国政府への通報を義務的であるとはしていない」判例を示し、当時の国際法では、領土取得については「各国における慣行たる形式による公表であってもよいことを明らかにしている」と主張した。そして、無主地の先占についてこのように通報が必要はないのであれば、「すでに古来から日本がこれを認識し、これを有効に経営してきた地域であって、しかも他国によって争われたことのない地域については一層かかる通報義務はないとみなさなければならない」と強調した。1959年の韓国政府第3回見解で日本の主張への言及はなく、韓国

政府第4回見解は日本政府に送付されなかった。韓国政府は反論できなかったのである。

下線部②について。「乙巳勅約」（1905年11月17日の第二次日韓協約 - 藤井補注 - ）が日本の圧迫として挙げられるが、当時の大韓帝国政府は、竹島の編入について、日本への抗議はできたのにしなかったというのが実相であり、この記述は誤りである¹¹⁾。

下線部③は「太政官指令」に関連する記述であり、次項で述べる。

6. 「太政官指令」の説明と問題点

高等学校「韓国史」教科書における「太政官指令」の説明は次の〔資料4①〕通りである。

〔資料4①〕

| |
|--|
| 『高等学校 韓国史』（金星出版社） （本文での言及はないが、「外国でも認められた我々の領土、独島」（142-143頁）に、『公文録』にある太政官内の決裁書の画像とともに次の説明がある。） 日本の明治政府はすべての県の地図を調査・報告せよと命じた。これに島根県から鬱陵島・独島を島根県の地図に含ませるか問いあわせた。日本政府は資料調査後、二つの島が朝鮮の領土だと結論を下した。この時最終決定を下した官庁が太政官で、この文書を「太政官指令」と呼ぶ。 |
| 『高等学校 韓国史』（東亜出版） （本文で「1877年には日本の最高行政機関である太政官が独島は朝鮮領土であることを明らかにした」とあり、「流れで見る歴史 独島の歴史」（121頁）で取り上げられ、次の二つの用語の説明がある。） 「太政官指令（1877.3.29）」 ‘タケシマ（鬱陵島）’外一島（独島）の件は本邦（日本）と関係ないことを銘記すること。 （『公文録』にある太政官の決裁書の画像あり） 「磯竹島略図」 太政官指令に添付された地図で‘タケシマ（鬱陵島）’外一島が独島であることを示している。（画像あり） |

金星出版社と東亜出版の『韓国史』に見られる問題点は次の3点である。①「太政官指令」の「外一島」を現在の竹島と断定していること、②「太政官指令」は「日本と関係ない」とあるのに「朝鮮領である」と飛躍していること、③「磯竹島略図」を「太政官指令」の付図と誤解していることである。

①については、これを前提とした「太政官指令」は現在の竹島を「本邦（日本）と関係ない」

¹¹⁾ 山崎佳子「韓国政府による竹島領有根拠の創作」第2期島根県竹島問題研究会編『第2期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』（島根県総務部総務課、2012年）63-64頁。

としたものとする主張には無理がある。②については、「日本と関係ない」と「朝鮮領である」は異なる概念である。③の「磯竹島略図」は島根県からの伺に添付された地図である。このような指摘ができる。

戦後、竹島の存在を意識して以来、自国に根拠がない韓国は、日本の資料に韓国の領有根拠を求めるという倒錯した努力を続けてきた。『高等学校 韓国史』（金星出版社）で、やや発展的な内容である「外国でも認められた我々の領土、独島」という部分に、竹島問題の記述3頁中2頁（142-143頁）を割いているのは、その努力の「成果」である。

そこには、課題1として「次の資料を読んで、外国で独島をどのように認識しているか把握してみよう」という設問があり、林子平の「三国接壤之図」や1946年の総司令部覚書（SCAPIN677とSCAPIN1033）とともに、「太政官指令」がある。課題2では「独島と関連した背景知識を検索して、次の質問に答えてみよう」とあり、「隠州視聴合紀（1667）」「竹島渡航禁止令（1696）」「朝鮮王国全図（1737）」^{12）}「改正日本輿地路程全図（1779）」「朝鮮東海岸図（1876）」「朝鮮国交際始末内探書（1870）」の内容を質問している。139頁の本文で示された韓国国内の資料よりも多い。

課題3は、日本外務省の『竹島問題10のポイント』の主張に反論することであり、その1「韓国が古くから独島を認識していたという根拠はない」に対する反論例が、次の〔資料4②〕のように示されている（太字は原文の通り）。

〔資料4②〕

韓国が古くから独島を韓国の領土と認識していた事実は『世宗実録』『地理誌』、『新增東国輿地勝覧』、『東国文献備考』などの内容で知ることができる。一方、日本が持っている資料では「**三国接壤之図**」のような独島を朝鮮の領土と明確に認識している場合がある。独島の領土を調べるため自国の資料を調査した日本明治政府もまた「**太政官指令**」で独島を朝鮮の領土として結論を下した。

日本の資料がなぜ「韓国が古くから独島を認識していた」証拠になるのか不明である。そして、ここでも「太政官指令」は“切り札”的存在であることがわかる。課題4は、竹島が韓国に不法占拠されているという日本の「地理A」の高校教科書の記述の不当性を訴えるため、日本の高校生に出す手紙の文案を作成するというものである。その三つの評価項目の2番目に「独島と関連した外国の資料を適切に根拠として活用しているか？」とある。「独島を朝鮮の

¹²⁾ 「朝鮮王国全図」は川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院、1966年）で取り上げられたダンヴィルの「朝鮮図」のことである。この地図の朝鮮東岸近くにある二つの島は「韓国の古文献にある于山・蔚陵二島説を任意に地図上に表現したものにすぎず、本来蔚陵島そのものにほかならない」（同書25頁）。なお、2021年6月17日に文在寅韓国大統領はスペインでこの地図を見学した。

領土」としたという「太政官指令」のような資料で動揺を誘う手法が推奨されているのである。

『高等学校 韓国史』（志学社）136 頁では、表紙は『太政類典』（権威付けのためか）の、文章は『公文録』（「太政官指令」の文字が赤字で強調されているように見えるためか）の画像を使用している。そして「鬱陵島と独島を島根県の地図に含ませるかについての日本内務省の質疑に対して、太政官は二つの島が日本と関係がないということを明らかにした。この指令は独島を日本領土ではないと認めた公式文書だ。」という説明がある。本文での説明をまとめると次の通りである（前記〔資料3②〕の下線③の部分）。

(1) 安龍福が「江戸幕府から鬱陵島と独島が朝鮮の領土であることの確認を受けて帰った」（このような真偽に議論が絶えない話を教科書に記載することの是非はここではさておく）。(2) 「太政官指令」で明治政府が「鬱陵島と独島は日本と関係ない」と明らかにした。(3) 「日本は独島が大韓帝国の領土であることを知っていながら、軍事的な目的で侵奪した」。

この主張をまとめれば、次のようなものであろう。「安龍福の活躍によって江戸幕府は鬱陵島と独島を朝鮮領と認めた。明治政府はそれを引き継いで「太政官指令」で鬱陵島と独島は日本領でない^{ママ}と明らかにした。日本は大韓帝国の領土だとわかっていたはずだ。にもかかわらず露日戦争遂行のために独島を編入したのは侵略というべきだ。」

「太政官指令」は竹島を朝鮮領としているとは述べていないものの、このような日本政府の認識に韓国の竹島領有根拠を求める主張に意味はない。韓国がすべきことは、朝鮮半島にあった政府が竹島を領有していたことを自国の資料によって証明することである。

7. 韓国の「独島」教育の矛盾

小学校「社会」では、竹島問題は5～6学年で「統一韓国の未来と地球共同社会の平和」という分野の前半で扱われる。この分野の後半では、「地球共同社会の葛藤事例を解決するために努力する個人、国家、国際機構、非政府組織、など多様な行為主体などの活動事例を調査して、地球共同社会の平和と発展に寄与できる態度を涵養する」ことも教えることになっている（2015年版・2018年版とも「社会科教育課程」57頁）。それならば、竹島問題の平和的解決をめざす日本政府も「調査」の対象にすべきであろう。「地球共同社会の平和と発展に寄与できる態度を涵養する」と言いながら、一方で「隣国の歴史歪曲に合理的に対処する姿勢を育てるようにする」として、相互理解を拒絶することを教える韓国の「独島」教育には矛盾がある。

韓国の「独島」教育は、日本の「中学校学習指導要領解説 社会編」（2008年）そして「高等学校学習指導要領解説 地理歴史編」（2009年）で、竹島について「不法に占拠されているため（略）韓国に累次にわたり抗議している」として問題への「理解を深めさせる」と記述されたことに対応して強化された。次はその経緯についての韓国の論者の説明である。

韓国政府教育部は「日本のこのような歪曲された領土挑発に対応して（略）2010年から独島教育を強化しようと‘独島教育統合委員会’をスタートさせて‘教育課程および教科書の改編方向’を決めた。以後教育部は2011年に‘独島教育統合委員会’の審議と諮問を経て

「独島教育内容体系」を準備して体系的な独島教育のための土台を準備した。(略) 教育部は2014年「独島教育内容体系」を嶺南大学校独島研究所の修正・補完を経て確定することになる。これを基礎に翌年独島教育を強化する「2015改正教育過程」を告示することになった¹³⁾。

「独島」教育が強化される過程で、日本との相互理解を拒絶する態度は強化されていった。たとえば、晋州教育大学校国定図書編纂員会編『初等学校5～6学年群 社会(6-1)』(東亜出版2016年3月1日初版発行)の「日本の独島強奪」というコラムでは、「勅令第41号」とともに「島根県告示第40号」の写真が並べられ、日本にも領有主張があることがわかる(78頁)。「小さな話、大きな歴史」というコラムは「周辺諸国の歴史歪曲に対して我々はどのような態度を保たねばならないか」という題目であったが、「韓国、中国、日本は相互理解と協力を通じて正しい歴史意識を持つよう努力する姿勢が必要だ」と結んでいた(155頁)。自国の主張に沿った資料しか示さず、児童にひたすら「独島は我が国の領土だ」と教え込む現行の教科書とは違いがあった。

韓国の「独島」教育に疑問を感じる声は韓国人の中にもある。中学校の現場で生徒たちを指導するある教員は、次のような意見を記している¹⁴⁾。「学校での独島教育は「独島問題=日本の領有権主張」という前提の下に「独島は必ず守らなければならない私たちの領土」という教育が行われている。このような授業を通じて、生徒は歴史的な文脈で論理的に独島問題を認識して合理的な解決策を考えることよりは、日本は無理な主張だけをおこなう悪い国、近くに置いておけない隣国だという認識を育てている」。

ただし、この意見の筆者は、だからこそ日本の主張にも耳を傾ける必要があると主張するのではなく、「独島教育は「独島が歴史的に私たちの領土」というテーマから、さらに一歩進んで学生に日本の独島領有権主張の意図や国際社会での力の論理などを明確に理解させ、私たちがこれから国際社会でどのように生き続け対応していかなければならないかを考え抜く教育への方向転換が要求される」と、日本の竹島問題の平和的解決の方針を疑い、「力」が支配する国際社会の現実を理解させるために「独島」教育が必要と提言するのである。

¹³⁾ イ・ウジン/イ・ウォングン「2015改正教育過程の小学校独島教育分析-6学年社会科<独島教育特別単元>を中心に-」『獨島研究』30号(2021年6月、韓国語)357頁。下條正男『韓国の竹島教育の現状とその問題点』(第4期島根県竹島問題研究会、2018年)にも、韓国の「独島」教育強化についての解説がある(4-9頁)。それによれば、東北アジア歴史財団主導で2011年には小学校・高校用の「独島を正しく知る」と中学校用の「永遠の我が領土独島」が作成され、その後これらの副教材の改訂を重ねているという。また、下條は『韓国の中学生が竹島(独島)間で考えるべきこと』(第4期島根県竹島問題研究会、2020年)で、「韓国の中学生たちから届く手紙は、相互理解を深めるためではなく、韓国政府の見解を日本の中学生に伝えることが目的のようです」と指摘している(8-9頁)。

¹⁴⁾ パク・ジェホン「韓国中学校独島教育の現況と課題」『獨島研究』28号(2020年6月、韓国語)67頁。筆者は「朝鮮国交際始末内探書」や「太政官指令」など、日本側の資料で独島を韓国の地だと認めたとしても、日本が合法的に独島を自国の領土に編入したとすれば、論理的、法的に対応するには限界がある」と日本の主張の正当性を一部認めている(66-67頁)。

この提言通りに、「日本の独島領有権主張の意図」を韓国人が知ることができたなら、韓国人は自国の「独島」教育の問題点を知ることができるであろう。日本の竹島領有主張は事実に基づく根拠があり、日本はあくまでも竹島問題の平和的解決を目指していること。島根県が先導する竹島教育では、実施に当たっては、「児童・生徒が「嫌韓意識」や「反韓意識」を抱くなどの感情論に陥らないよう注意喚起」されていること¹⁵⁾。これらを韓国人が知ることには意義がある。

おわりに

韓国の「独島」教育では、能動的な学習態度や主体的な活動を、児童・生徒に求めている。韓国の中学生が島根県の中学校に竹島を韓国領と主張する郵便物を送りつけてきた事件は、このような韓国の教育方針と関係があると思われる。教科書の記述も、そのような活動に利用しやすいものになっている。

現行の「社会科教育課程」の基礎になっている「第7次教育課程」では、社会科教育において、小学校では社会事象への関心を持たせ、中学校では社会活動に自発的に参加する精神を発揮させ、高等学校では社会問題解決に積極的に参加する意識を育てるという方針が強化されたという¹⁶⁾。この教育方針が韓国の「独島」教育に反映されていると思われる。

2018年の「社会科教育課程」改訂に伴い、中学校「歴史」と高等学校「韓国史」での「独島」への言及は減った。扱われるのは近代史分野のみになり、現代史分野からは「独島」は消えた。「独島」の扱いが近代史分野のみになった点に、1905年の竹島編入を「侵略」とする、すなわち歴史認識問題として竹島問題をとらえようとすることに重点を置く方針が見える。日本は、1905年の竹島編入は侵略ではないこと、すなわち朝鮮半島にあった政府がそれ以前に竹島を領有した事実はないことを繰り返し発信することが求められる¹⁷⁾。

「太政官指令」については、高等学校「韓国史」の教科書の記述の問題点-①「太政官指令」の「外一島」を現在の竹島と断定していること、②「外一島」は日本とは関係ないが「独島」は朝鮮領であると飛躍していること、③「磯竹島略図」を「太政官指令」の付図と誤解していること - を指摘できる。

¹⁵⁾ 佐々木茂「学習指導要領の改訂と「竹島問題に関する学習」の取り扱いについて」第4期島根県竹島問題研究会編『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』（島根県総務部総務課、2020年）192頁。

¹⁶⁾ 藤田昭造「韓国の教育改革 - 第7次社会科教育課程」『明治大学教職課程年報』23号（2001年3月）66頁。

¹⁷⁾ 『高等学校 韓国史』（志学社）では、1965年の日韓国交正常化の説明で竹島問題に言及している（256頁）。「日本は今日まで、日本軍「慰安婦」、強制徴兵および徴用被害者、独島などの問題に対する公式的な謝罪と補償をしていない」とある。これは竹島不法占拠の加害者である韓国を被害者にすり替えるもので、看過できない。竹島問題を歴史問題ととらえ、日本に譲歩を求める韓国の姿勢がここにも現れている。旧版の『高等学校 韓国史』（志学社、2013年8月30日検定 2014年3月1日初版発行）では、「韓日両国が相互発展と地域の平和のための同伴者として互いに協調できる契機を準備したという点に重要な意義を持つ」といった日韓国交正常化への肯定的評価があった（363頁）が、現行の『高等学校 韓国史』ではそれは見られない。事態は深刻である。

17世紀の幕府公認の下での竹島の利用、1905年の編入とその後のさまざまな行政措置に基づく竹島での活動、それらをふまえてサンフランシスコ平和条約で竹島は日本に残されたこと、これらの日本の領有根拠よりも強い根拠を韓国は持っていない。そのため、韓国は日本政府や日本人の認識や資料を持ち出して、自国にも根拠があるかのように主張している。このような動き、とりわけ、「太政官指令」を利用した、日本が「独島が韓国の地だと認めた」という資料を示して動揺を誘うという手法に振り回されてはならない。

能動的な学習態度や主体的な活動を生徒に求める韓国の教育の一環で、竹島問題についての日本で発信された情報の収集を行う韓国人の児童・生徒がいることが推測される。その結果、竹島問題の平和的解決をめざす日本政府の方針や、日本の主張が「歪曲」ではなく事実に基づいていることを彼らが知ることは有効であろう。韓国人の児童・生徒が、「地球共同社会の平和と発展に寄与できる態度を涵養する」ことの契機になりうる。インターネット空間で日本の主張を日本語以外で発信することの重要性は増している。

韓国の2018年告示「社会科教育課程」には、「多様な情報を活用して現代社会の問題を創意的、合理的に解決して共同体生活に積極的に参加する能力の育成を目標とする」と社会科教育の目標が掲げられている(4頁)。これに対応して、韓国の未来を担う世代の琴線に触れる、事実に基づく日本の主張を発信し続けることの重要性は増している。